

資料 1

第49回幹事会議事次第

議題

1 委員会関係

提案1 科学者委員会学協会の機能強化方策検討等分科会
学協会の公益機能検討等小分科会の委員の決定

提案2 対外報告「文化の核となる自然系博物館の確立を目指して」

	1
幹事会	49

提 案

科学者委員会学協会の機能強化方策検討等分科会 学協会の公益機能検討等小分科会の委員の決定

1 提 案 者 科学者委員会委員長

2 議 案 小分科会の委員の決定

3 提案理由 学協会の公益機能検討等小分科会の委員の決定をする必要があるため。

(追加)

氏 名	所属・職名	備 考
翁 百合	株式会社日本総合研究所理事	第一部会員
土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部准教授	連携会員
河野 武司	慶應義塾大学法学部教授	特任連携会員

(表1) 参画する委員会の審議事項／国際業務及び期間

委員会等名	科学者委員会学協会の機能強化方策検討等分科会 学協会の公益機能検討等小分科会
参画する委員会の審議事項／国際業務	学協会の公益機能の検討等に関すること
審議／業務期間	平成 20 年 1 月 15 日～平成 20 年 9 月 30 日

(表2) 特任連携会員候補者

氏 名	国籍	年齢	性別	現 職	専門分野	推薦理由 (100字以内)	本人 内諾	候補者連絡先 (〒・住所・電話番号・メールアドレス)
河野武司	日本	49	男	慶應義塾大学法学部教授	政治学	規模・活動とともに国内有数の学協会である日本政治学会の常務理事に就任されており、学協会の運営について精通されているため。	○	〒108-8345 東京都港区三田 2-15-45 慶應義塾大学法学部 Tel/Fax:03-5427-1076 kohno@law.keio.ac.jp

	2
幹事会	49

提 案

対 外 報 告

「文化の核となる自然系博物館の確立を目指して」

1. 提案者 基礎生物学委員会委員長、応用生物学委員会委員長、地球惑星科学委員会委員長
2. 議 案 標記について下記のとおり承認すること。
3. 提案理由 基礎生物学委員会・応用生物学委員会・地球惑星科学委員会合同自然史・古生物学分科会における対外報告を別添のとおり取りまとめたので、これを外部に公表したいため。

記

日本学術会議会則第二条第三号の

「対外報告」として取り扱うこと

(案)

対 外 報 告

文化の核となる
自然系博物館の確立を目指して



平成20年（2008年）月 日

日本学術会議

基礎生物学委員会・応用生物学委員会・

地球惑星科学委員会合同

自然史・古生物学分科会

この対外報告は、日本学術会議基礎生物学委員会・応用生物学委員会・地球惑星科学委員会合同自然史・古生物学分科会の審議結果を取りまとめ、公表するものである。

日本学術会議自然史・古生物学分科会

委員長	遠藤 秀紀（連携会員）	京都大学靈長類研究所教授
副委員長	西田 治文（連携会員）	中央大学理工学部教授
幹事	真鍋 真（連携会員）	国立科学博物館地学研究部研究主幹
委員	上田 恵介（連携会員）	立教大学理学部教授
委員	大路 樹生（連携会員）	東京大学大学院理学研究科准教授
委員	加藤 雅啓（連携会員）	国立科学博物館植物研究部長
委員	北里 洋（連携会員）	海洋研究開発機構プログラムディレクター
委員	斎藤 靖二（連携会員）	神奈川県立生命の星・地球博物館館長
委員	長谷川寿一（第一部会員）	東京大学総合文化研究科教授
委員	馬場 悠男（連携会員）	国立科学博物館人類研究部長
委員	林 良博（第二部会員）	東京大学農学生命科学研究科教授
委員	松沢 哲郎（第一部会員）	京都大学靈長類研究所教授
委員	鷲谷いづみ（第二部会員）	東京大学農学生命科学研究科教授

要　　旨

1 作成の背景

自然史・古生物学分科会は、日本学術会議の3つの分野別委員会、基礎生物学委員会・応用生物学委員会・地球惑星科学委員会のもとに設置された分科会である。第20期においては、わが国の自然系博物館（以下、博物館と略）が抱えている諸問題の整理を行い、それらの解決および改善に向けた具体策を検討した。検討に先だって理念的な整理を行い、博物館は、1.「標本とともに人が集まり」、2.「人を育てる場であり」、3.「文化の核として国民生活を豊かに潤わせる存在である」、の3つを審議の前提とした。標本の収集と収蔵物（コレクション）の継承は、これらの機能を支えるもっとも基礎的で基盤的な活動である。コレクションを維持し充実させることは、人類普遍の文化的学術的活動への貢献という点からも大きな意義を持つ。一方で、環境危機の時代である今日、博物館には人々が自然共生社会の構築に向けた科学リテラシーを育む場としての役割も期待される。

2 現状および問題点

博物館にとって本質ともいえるコレクション収蔵機能が昨今の行政改革と失速経済の下で軽視されている。また、博物館活動の評価が、数値での把握が容易な「利用者数」に偏って行われるなど、誘客や遊興的機能が過度に重視される風潮が強まっている。そのような状況の中で、「人々の学習要求の多様化・高度化や社会の進展・変化に対応して積極的な役割を果たすことが博物館に期待されている」として、博物館法とその関連法規の改定が間近に予定されている。「博物館登録制度」、「博物館評価」、「学芸員資格制度」について主要な変更が検討されているが、私たちは、憂慮すべき現状が追認されることを強く危惧し、法の改定に向けて次の事柄を要望する。

3 要望

(1) 博物館の認定、登録基準について

「モノを集める」（コレクションの維持・活用・拡充）ことで、「知が集い」（自然環境にかかるインベントリーなどの科学的活動の継続）、「人が集う」（利用者を限定しない）という博物館の本質的な機能を十分に満たし、世界共通の博物館理念に照らしても妥当な条件を備えた博物館にのみ、登録博物館としての資格を与えるべきである。

(2) 学芸員制度と研究環境について

博物館の学芸員には高い専門性が必要である、その養成には、高度な科学リテラシーとコミュニケーション能力を賦与しうる大学院レベルの教育が必須である。そのための制度整備にあたっては大学博物館の果たしうる役割を十分に考慮するべきである。わが国の学術の発展において自然史科学研究の中核を担ってきたのは博物館であるという事実を重視し、その継続を保障するための

研究環境の向上および、大学との密接な連携を可能とする制度的、財政的な方策を検討すべきである。

(3) 博物館の評価について

自然系博物館は、コレクションの収集・維持・活用を通じて人々が知的な楽しみを享受しつつ科学リテラシーを向上させる社会教育の場として、また、自然史科学の研究・教育・普及の場として評価されるべきである。したがって、教育および学術的な視点からの評価は、経営効率や集客に関する評価よりも、格段に重視されなければならない。

(4) 初等中等教育との連携について

博物館を、学童・生徒のみならず地域の人々が科学リテラシーを向上させ、自然観を豊かに育む場とするため、欧米の博物館で大きな役割を果たしているミュージアムティーチャー、サイエンスコミュニケーター、ファシリテーターなどに類する新たな職種の導入が望まれる。

(5) 文化の核としての機能の維持

博物館が単なる娯楽・遊興施設に墮することがあれば、わが国の文化・学術の水準の維持のみならず国際社会における文化国家としての地位の維持すらおぼつかない。今日、一部の博物館あるいは疑似施設にみられる、商業主義的な偏向ともいえるような現状の追認につながる方向への法改正や政策立案は、その意味からも厳に慎むべきであろう。

目 次

第一章

自然系博物館の社会的・学術的役割：	
文化的に成熟した「自然共生社会」への寄与	
「自然共生社会」に向けた科学リテラシーを育む場	1
博物館におけるコレクションの本質的な重要性	1
自然史科学の研究拠点としての自然系博物館	2
博物館法改定の動きと学術分野からの提言	3

第二章 現状と問題の認識

消費される博物館	4
コレクションを維持できない博物館	5
博物館法改定にかかる危惧	6

第三章

提案 - 真の自然系博物館の確立に寄与する法改正のために	
博物館の認定、登録基準について	7
学芸員制度について	8
博物館の評価について	9
初等中等教育との連携について	9
文化の核を目指して	10
<参考文献>	10

第一章 自然系博物館の社会的・学術的役割：文化的に成熟した「自然共生社会」への寄与

「自然共生社会」に向けた科学リテラシーを育む場

日本列島は、比類無い多様性と固有性を誇り、世界的にみても類い希な生物相を有する地域である。恵まれた自然と事物に囲まれて、古来、地域ごとに多様な文化を熟成させ、それらの独自性を世界に誇ってきた。その文化は、自然とそれにかかわる営みに深い関心を寄せ、独自性と歴史性を尊重して継承しようとする「心」に支えられてきた。今日、地球上には「生物多様性ホットスポット」、すなわち、本来は多様性と固有性の高い自然に恵まれているにもかかわらずその喪失の危機が高まっている地域が34箇所特定されている（<http://www.conservation.or.jp/Strategies/Hotspot.htm>）。日本列島はそのうちの一つとされている。このことにも如実に現れている自然の急速な劣化は、日本人の自然と文化を尊ぶ「心」の危機を示唆するものもある。

環境・人口・食料・エネルギーなど、人類の将来を左右する諸問題に適切に対応することで「持続可能な社会」を築くことが国際的にも国内でも最優先課題となっている現代は、自然資源の利用管理に関して価値観の大きな転換が求められる時代でもある。社会の構成員一人一人が、自然に対する十分な知識と理解を根底に持ち、環境と生命を大切に思う気持ちを醸成させることは、わが国の21世紀環境立国戦略（http://www.env.go.jp/guide/info/21c_ens/index.html）が目標とする「自然共生社会」に向けた社会的革新にとって重要な意義をもつ。そのためには、自然や生き物に五感を通して触れる体験の積み重ねが欠かせない。しかし、人口の大半が都市もしくは都市的な人工環境で生活し、自然に関する実体験がきわめて限られている現在の日本においては、子ども、大人の別を問わず、自然環境や自然の事物に触れる機会はごく限られたものでしかない。

自然史科学は、野外の自然に研究対象をもつ多様な科学分野を包含する学問領域である。研究対象の自然の事物、標本、資料、現象に、五感によって迫るそのアプローチは、科学の営みの原点でもあり、人々に科学リテラシーや自然に対する理解を深めるための契機を与える。しかし、将来は、日常生活における自然との乖離が否応なく大きくなることが予想される。自然史科学の研究と学習の場である自然系博物館の、人と自然の共生に果たす役割への期待はますます大きくなるだろう。

博物館におけるコレクションの本質的な重要性

自然系博物館は、自然史科学の研究と情報発信の場としての重要な役割をもつ。何らかの学術的目的に基づいて収集・保存される標本・資料などの収蔵物（本報告ではコレクションと呼ぶ）を活用し、多様な自然史科学分野における第一線の研究

成果をあげ、出版物等を通してその成果を社会に普及する活動を担ってきた。それら自然系博物館の真髄をなすコレクションは、展示によって広く人々に「実物との触れあい」の機会を提供するのみならず、博物館のバックヤードである収蔵庫に収められ、貴重な研究資料として、内外の研究者による利用に供されてきた。これらコレクションの収蔵・管理およびそれを活用した研究と研究成果の公開は、自然系博物館が社会において果たすべきもっとも重要な役割であるといえる。

博物館は「『資料収集・保管（育成）』だけでは単なる収蔵施設である」と批判されることがある¹⁾。しかし、「資料収集・保管（育成）だけ」を行ってきた博物館などどこにもない。博物館のコレクションがこれまで内外の研究者に頻繁に利用され、多くの自然史科学研究の基礎となってきた事実に照らせばその批判はあたらない。博物館のコレクションは、過去、現在、将来を問わず人類共通の財産として継承していくべき文化的資産として重要性をもつだけでなく、実際に、世界中の多くの博物館が収集資料を交換し、展示や研究において共同で利用している。コレクション共有化ネットワークにおいて、わが国が国際的責任を分担する義務を負っていることはいうまでもない。このようなネットワークをベースとして統合された情報は幅広い現代的な応用的価値をもっている。将来の地球環境と生物多様性の維持管理のための情報共有のための**GBIF**(Global Biological Information Facility)はその一例で、博物館のコレクションを主要な情報基盤として現在OECD主導での構築が進められている。

自然史科学の研究拠点としての自然系博物館

自然系博物館は自然史科学の高度な教育の場として、当該分野の研究者養成に中核的な役割を果たしてきた。自然史科学は、これまでの豊かな科学的遺産を継承しつつ、今後、自然共生社会づくりに大きく貢献する総合的科学として発展することが期待される。自然史科学に期待されるそのような発展を実現するにあたって、自然系博物館の学術的役割はこれまでにも増して大きくなることは確実である。

わが国は明治維新時に、自然史科学を現実的貢献のない不要不急の体系と軽視し、学術行政のもとに自然史科学を政策的に発展させるという道筋を絶ってしまった。そのため、学術文化の指導的機関とされた一連の帝国大学・国立大学は自然史科学を体系として育てる価値観をもたず、先進諸外国の自然科学分野と比して、一見して同領域が著しく劣るという歴史を歩んだといえる。一方、中国においては、自然史分野も含めた学術・技術の総合的発展が強く推進され、自然科学におけるアジアでの日本の主導的立場さえ危機的状況に陥りつつある。

しかし、こうした中でも、わが国の自然系博物館は学術の牽引車としての大きな可能性を秘めているのである。歴史的には現在の国立科学博物館を中心に、いくつかの自然系博物館が一貫してこの領域の研究拠点としてリーダーシップを發揮し

てきた。これらの博物館は、還元主義科学とは対照的に、動物学・植物学・古生物学・地質学・人類学などを横断的に総合できる研究体系の主体者として、日本の自然と社会の共生を語り得る場に育ってきている。また、博物館に十分な大学院教育体制が備わっている例は希であるにもかかわらず、研究に携わる後継者を養成し、また社会に広く自然史科学の意義を訴えてきたことも実績としてあげられよう。

しかしながら、こうした自然系博物館の実力は、貧しい予算事情や、組織に付与された機能的制約に阻害されるなかで、また何よりも標本蓄積と学術研究が軽んじられる中で、一部の高い志をもつ研究陣の不斷の努力によって限定的に築かれてきたものに過ぎない。今次、自然系博物館の地道な学術的蓄積を重んじることのない施策や法体系が生じれば、瞬く間に日本の自然系博物館はその力を削がれ、わが国は、自然史科学に依拠すべき自然共生社会や地球環境保全を基幹政策として成立させる力を失いかねないのである。

博物館法改定の動きと学術分野からの提言

地域における生涯学習やレクリエーションの場に対するニーズが高まる中、自然史博物館、動物園・水族館、植物園などの自然系博物館およびその類似施設に対する社会の期待が高まっている。一方、財政危機への対応として公的施設でも独立採算制が強められ、指定管理者制度の導入が全国に広がりつつある。このような傾向は、博物館が入場者数ばかりに目を向けた「経営」重視の「遊興の場」に墮する危険を示しており、学術的にも社会的にもきわめて憂慮すべき現状である。

そのような状況の中で、「人々の学習要求の多様化・高度化や社会の進展・変化に対応して積極的な役割を果たすことが博物館に期待されている」として、博物館法とその関連法規の改定が間近に予定されている。改定においては、「博物館登録制度」、「博物館評価」、「学芸員資格制度」について変更が加えられようとしているが、本分科会は、憂慮すべき現状が追認されることを強く危惧し、また、本章で述べた自然史博物館が将来にわたって果たすべき役割や理念が法改定によって損なわれることがないよう切に願い、本提言を行うものである。

日本学術会議は、この間、博物館がどのような未来像を描くべきかという検討を継続して行ってきた。第16・17期においては、第4部「サイエンスミュージアム」小委員会において日本の自然史博物館の財政的貧困が問題として提起された。さらに、17期では「国立博物館（芸術系）・美術館の今後の在り方について—独立行政法人化に際しての調査研究機能の重視、評価の適正化などー」²⁾、18期では「価値観の転換と新しいライフスタイルの確立に向けて」³⁾、「行政改革と各種施設等独立行政法人化の中での学術資料・標本の管理・保存専門職員の確保と養成制度の確立について」⁴⁾が公表され、学術予算が縮小されるなか、博物館を社会の高

度なニーズに適応させるための緊急の改革課題が提示された。加えて、博物館が発展しない要因を人的・予算的・制度的側面からさかのぼって考察した「自然史系・生物系博物館における教育・研究の高度化について」⁵⁾を公表した。19期には「自然史系博物館における標本収集継承体制の高度化」⁶⁾を公表し、標本収蔵体制の拡充と大学・博物館間の高度な連携策を検討した。そして今期、学術・芸術資料保全体制検討委員会より、声明「博物館の危機をのりこえるために」が公表され、行政改革による生涯教育の国家政策的縮小への懸念とその危機を乗り越えるための道筋が示された。この10年の間に、多様な学術領域から同様の問題点の指摘や提言がなされていることは、自然系博物館を含めた博物館をめぐる現状が、学術的に見ても社会的に見ても看過できない深刻なものとなっていることを意味する。本報告書は、これら先行の検討結果や提言の趣旨に全面的に賛同したうえで、今日の自然系博物館を取り巻く問題を精査し、近い将来予定されている「法改正」に向けての自然史科学分野からの提言をまとめたものである。

第二章 現状と問題の認識

消費される博物館

国際博物館会議（ICOM・イコム）は5月18日を国際博物館の日と定め、毎年国際的なテーマを定めている。2007年のテーマは「博物館と人類共通の遺産」であった。これは、博物館コレクションの活用が文化の多様性を人類共通の遺産に結びつけるということに焦点を当て、それを保護・保存する重要性の啓発をねらいとしたものである⁷⁾。このように、国際的にはコレクションの保護・保存・活用が重要なテーマとなっている時代に、わが国においては、以下に述べるようにコレクションの軽視と遊興施設化が進んでいる。

「遊園地・テーマパーク入場者ランキング」（2005年度統計）には、国立科学博物館（25位、162万人）、九州国立博物館（40位、128万人）、江戸東京博物館（43位、119万人）などの博物館もランキングされている⁸⁾。このような統計は、博物館が展示もしくは学習体験を提供するレクリエーションの場としての意義が大きいことを物語るものではある。しかし、博物館が「遊園地・テーマパーク」という範疇に納められていることに関して、私たちは、博物館のもつ多様な機能のうちの一部だけがいびつな形で社会的認知を受けることによる弊害を強く危惧するものである。また、博物館法の改正に際し、このような風潮に迎合する形で標本・資料をもたない施設を登録博物館に認定しようとする動きは、第一章で述べた博物館の意義と理念を鑑みれば到底容認することはできない。

世界を見渡し、人類史を振り返れば、博物館はその社会の文化の成熟度を示す指

標であるといえる。現行法には、博物館が標本資料の蓄積と継承を旨とする長期的展望に立った社会教育を担う責任と機能が明記されている。その精神に合致する形で、自然史博物館は、長きにわたって市民の自然観を育む場、コレクションを活用した自然史科学研究の拠点として機能してきた。近年の財政破綻とデフレ経済下において、博物館運営にも過度の経済合理性優先の圧力が及んでいることは明らかである。しかし、博物館をあたかも消費財として、誘客営業成績によって篩にかけるが如き風潮に圧され、短期的視点にのみ基づく文化・科学軽視の政策が採られるすれば、将来にわたってわが国の社会に大きな禍根を残すであろう。

コレクションを維持できない博物館

自然史科学の研究成果の展示や学習プログラムは、博物館でなくても実施できる。博物館が博物館たる所以は、標本、資料をコレクションとして蓄積し、それを調査研究そして教育の材料として活用することであり、そのような博物館の機能の発揮にとっては、コレクションの価値を学術面および社会面から適切に把握し、将来にわたる利用を保障するための保存・管理を企図できるだけの十分な学識を備えた人材が本質的に重要であることを第一章に述べた。

欧米の学会誌の多くは、論文中で報告される標本、資料、試料がきちんとした博物館等に所蔵されていて、第三者による検証可能性が保障されていなければ、論文そのものを受理しない。現在の日本においては、登録博物館以外にも数多くの博物館類似施設が存在するが、そこで標本等が適切に収蔵・管理されているとはかぎらない。

博物館における標本の収集、整備、収蔵には多大な労力と経費を必要とする。温度や湿度管理に加え、植物標本や昆虫標本の場合には、定期的な防虫剤や防黴剤の交換や燻蒸、液漬標本の場合にはアルコールの補給などが必要である。さらに日常的に標本の貸し出しや交換などの業務が必須であり、標本に基づく博物館の研究活動を継続するにはそのコストが保障されなければならない。日本では絶滅した植物を約30種数えることができるが、それらは博物館にさく葉標本としてしか残されていない。もし標本に害虫がつくようなことがあれば、その標本は地上から失われてしまう。博物館の経営上の利益のみの考慮から標本維持体制が脆弱になれば、標本に基づく地道な研究活動が不可能となり、また、二度と得ることのできない貴重な自然界の記録が滅失することさえ危惧される。

ヨーロッパにおける近年の環境変化を知ろうとする試みの中で、例えば鳥類が産む卵殻の厚さが時代とともに薄くなる傾向が見いだされている。それは、英国ロンドン自然史博物館のコレクション等、いろいろな時期にいろいろな場所で採集された多様な鳥類の卵の膨大なコレクションがあってこそ可能となった分析である。最近では、適切に保存、保管された剥製からDNAの抽出に成功することで、過去の

生物やその環境が解明される例も増えてきた。コロモジラミのDNAの研究から、人類が体毛を失って衣類をまとうようになった時期についての傍証がえられるなどである⁹⁾。質量分析法の精度が著しく向上した結果、6800万年前のティラノサウルスの骨化石のタンパク質を分析することができるようになった¹⁰⁾。生物が常に進化するものであることを考えると、生物標本の価値は時間経過とともに高まるのが普通である。博物館の標本から生物の新たな適応進化が読み取れることもある。例えば、種子吸汁性カムシが、帰化した植物に寄主転換し、口吻長に有意な変化が起こったことが標本から明らかとなった例もある¹¹⁾。このような科学的研究は、標本を最良の状態に保つための長期にわたる博物館スタッフの継続的な努力があったからこそ実現したものである。

このように、自然史科学は20世紀半ばの科学者が想像しえなかつた進歩をとげつつある。しかし、短期的視点からの経済効率性のみを尺度にした判断が行われれば、学術標本は一種につき一点で充分とされたり、収蔵スペースが足りないという理由で貴重なコレクションが処分の対象になったりすることになる。実際に、米フィラデルフィア科学アカデミーは、財政困難を緩和するために鉱物コレクションの一部を売却することにしたという¹²⁾。次第に短期的な経済効率性が重視されるようになってきたわが国の博物館も、あらゆる標本コレクションの維持がきわめて難しい現状におかれている。現状のままでは、文化的、科学的に重要な遺産でもあるコレクションを良好な形で継承するという、将来世代に対する我々の責務を果たすことができない。

博物館法改定にかかる危惧

昨今の財政破綻した地方自治体の例に見るように、設置者が公的であっても博物館の維持は難しいことがあるが、戦後、日本各地にコレクションとその調査研究、展示、教育を行える博物館が数多く整備されたのは、現行博物館法の施行ゆえのことである。しかし、博物館の厳格な質的審査や、その機能維持に欠かせない財政的な援助などが十分であったとはいえない。すなわち、法の精神に基づく博物館の発展を支援する行政的努力が不十分であったことも、博物館法の理念から逸脱し、コレクションの拡充・管理という使命を忘れ、集客のみに目を向けた遊興施設的な博物館類似施設の乱立を招いた原因の一つであると推測される。

社会的ニーズの多様化に応え、生涯学習の場としての博物館の役割を重視するという観点に立った法改定において、登録博物館に対してコレクションの収集・維持と調査研究という自然系博物館にとって本質的な活動を求めることがないことになれば、上記の文化的低質化、遊興施設化はいっそう加速されるだろう。それは、熟成した文化をもつ自然共生社会を目標とする先進国であるわが国にとって由々しき事態である。文化的自然共生国家に向けた人材養成に対する投資を政府や自治

体は惜しむべきでなく、その投資の見返りは入場料という遊興の対価としてのわずかな経済的収入ではなく、高い志をもってそのような立国と地域づくりに寄与しうる人材づくりであることを十分に認識する必要がある。そして、長期的な展望に立った継続的な財源の確保は、国や地方自治体など設置者が、過去、現在、未来の地域住民に果たすべき使命であることを再認識すべきである。博物館法の改定にあたっては、**このような点への配慮が十分になされるべきである。**

第三章 提案 - 自然系博物館の発展に寄与する法改正のために

第一章で述べた「文化の核となる自然系博物館」の理念を、第二章で述べた「現状における課題」に照らして、博物館法の改定にあたっての本分科会の要望を以下にまとめることとする。

博物館の認定、登録基準について

以下の三項目の博物館機能が継続的に実現できる財政基盤を持ち、社会教育施設、文化施設として十分な条件を満たす博物館のみを登録博物館とし、博物館の名称使用を許すことにしておきたい。

- 1) 「モノを集める」：博物館におけるコレクションのもつ本質的な価値と機能に鑑み、その維持・活用・拡充が十分に図れるような財政面も含めた基盤づくりにおける国および地方自治体の責任を明示すべきである。博物館の登録基準は、長期的な視野に立ち、国が定め、認定も国が行うべきである。
- 2) 「知が集う」：コレクションの拡充とも関連させながら、博物館が地域の自然環境にかかわるインベントリーなどを通じて地域の環境保全のための政策や実践に寄与すること、すなわち自然共生社会づくりに向けた博物館の役割の重要性に鑑み、その活動を担う人材を確保し、その活動を保障する体制について明示することが必要である。
- 3) 「人が集う」：国民に等しく開かれ、将来の国や地域づくりを担う人材を育てる博物館を目指す立場から、現行の博物館法が定める入館料無料の原則は、改定法においても堅持されるべきである。経営主導の行き過ぎた受益者負担、過度な商業主義による利用者の選別は社会教育の本質に背くものであり、厳に慎むべきである。

学芸員制度について

- 4) 博物館が「博物館資料に関する調査研究により得られた成果を、展示や様々な方法を用いて教育・学習の支援に生かし、学術や科学技術の進展に貢献し、文化

の保護、創造に貢献する」¹⁾ことを確実に行うにあたって、博物館を主な研究の場とする研究者の研究能力およびアウトリーチ活動の実践にかかわる能力の向上、展示・情報伝達を主な業務とする人材の養成のあり方を具体化する必要がある。それに関する分科会の提案は次の通りである。

- ① 教育や普及の役割を担うべき学芸員の養成と、研究および収蔵・管理を主な職務とする学芸員の養成には、それぞれ教育内容が異なるものの、いずれも高度な科学リテラシーとコミュニケーション能力を賦与しうる大学院レベルの教育が必須である。
- ② 大学院における人材養成の場として、体系的な実習教育を実施できる大学博物館の果たしうる役割を十分に認識する必要がある。既存の大学博物館の活用はもとより、現状では博物館をもつ大学の数はきわめて少ないため、新たに設置が必要である。日本の自然と文化の多様性を守るためにには、日本各地域にコレクションと人が集う博物館が整備されることが必要不可欠である。
- ③ わが国の学術の発展において自然史科学研究の中核を担ってきたのは博物館であり、今後その役割はさらに拡大するという認識にたち、博物館における自然史科学研究のいっそうの発展を保障するための方策を重視するべきである。すなわち、研究環境の向上のみならず、研究を主な業務とする学芸員が十分な研究時間がとれるよう優先的に配慮するなど、管理運営上の配慮が重要である。学芸員に職階を導入することに関して、自然系博物館で研究に従事する学芸員は、その研究業績によって評価されることを徹底することが必要である。さらに博物館は、個々の学芸員が研究活動で能力を最大限に発揮できるような条件を満たしていることでこそ評価されるべきである。
- ④ 以上のようなことを確実に進めるにあたって、博物館と大学との密接な連携およびそれぞれの設置目的に応じた役割分担について具体的な制度設計が求められる。自然史科学を担う研究者としての役割を果たす学芸員の養成において、大学における自然史科学の研究・教育部門との強い連携が必要であるが、独立法人化した大学においては、連携の方途として多様なものが考えられる。しかし、有効な連携を進めるには、制度的、財政的な援助が欠かせない。

博物館の評価について

- 5) 自然系博物館の評価にあたっては、人々が知的な楽しみを享受しつつ科学リテラシーを向上させる機会の保障・充実という「教育の観点」と自然史科学の研究・普及にかかわる「学術の観点」が重視されなければならない。それらはコレクションの収集・維持・活用によって可能となる活動であり、「コレクションにかかわる評価」も欠かせない。すなわち、標本が集積され、創造的知が生みだされ、人が集うことで、文化の核となりえているかどうかの評価がもっとも本質的であり、短期的

な経営の効率や集客力などによる評価を過大視すべきではない。

初等中等教育との連携について

6) わが国の初等中等教育を含めた自然科学教育における、博物館のコレクションと人材がもつ役割を鑑みると、博物館における学芸員等のスタッフの教育力の質的量的向上と適切な役割分担を図るための制度の見直しが必要である。すなわち、欧米の博物館で重要な役割を果たしているミュージアムティーチャー、サイエンスコミュニケーター、ファシリテーターなど、教育普及活動の中心となるスタッフを新たな職種として新設すべきである。主に教育・普及を主な職務とするスタッフは、研究およびコレクション管理を主な職務とする学芸員、初等中等教育機関の教員、ボランティアなど博物館内外の多様な主体との密接な協力のもとに、博物館を、学童・生徒のみならず地域の人々が科学リテラシーを向上させ、自然観を豊かに育む場とするための任を担うものとして位置づけられるべきである。

文化の核を目指して

7) 博物館は、「標本とともに人が集まり、それゆえに人が育つ」場である、という理念に立ち、研究およびコレクションの収集・維持・活用という機能を果しつつ、「学術的な価値に根ざした文化の核としての博物館」という社会的役割をも担うべきものである。博物館が単なる娯楽・遊興施設に墮する事態を招くことは目に見えており、将来に禍根を残すだろう。したがって、今日、一部の博物館あるいは疑似施設にみられる、財政上のやむを得ない事情に基づくとはいえ、商業主義的な偏向ともいるべき現状の追認につながるような方向への法改正や政策立案は厳に慎むべきである。

＜参考文献＞

- 1) 新しい時代の博物館制度の在り方について（中間まとめ）（2007年3月文部科学省・これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議）
- 2) 「国立博物館（芸術系）・美術館の今後の在り方について－独立行政法人化に際しての調査研究機能の重視、評価の適正化など」（日本学術会議・第17期芸術学研究連絡委員会報告）
- 3) 「価値観の転換と新しいライフスタイルの確立に向けて」（日本学術会議・第18期価値観の転換と新しいライフスタイル特別委員会報告）
- 4) 「行政改革と各種施設等独立行政法人化の中での学術資料・標本の管理・保存専門職員の確保と養成制度の確立について」（日本学術会議・第18期学術基盤情報常置委員会報告）
- 5) 「自然史系・生物系博物館における教育・研究の高度化について」（日本学術会議・第18期動物科学研究連絡委員会・植物科学研究連絡委員会報告）
- 6) 「自然史系博物館における標本収集継承体制の高度化」（日本学術会議・第19期動物科学研究連絡委員会・植物科学研究連絡委員会）
- 7) 第6回国際博物館の日 (<http://www.museum.or.jp/>)
- 8) 社会実情データ図録 (<http://www2.ttcn.ne.jp/~honkawa/index.html>)
- 9) Kittler, R., Kayser, M. and Stoneking, M. 2003. Molecular evolution of *Pediculus humanus* and the origin of clothing, *Current Biology* 13: 1414-1417.
- 10) Asara, J. M., Schweitzer, M. H., Freimark, L. M., Phillips, M. and Cantley, L. C. 2007. Protein sequences from mastodon and *Tyrannosaurus rex* revealed by mass spectrometry. *Science* 316: 280-285.
- 11) Carroll, S. P. and Boyd, C. Host race radiation in the soapberry bug: natural history with the history. *Evolution* 46: 1052-1069.
- 12) Rex, D. 2007. Endangered collections. *Nature* 446: 605-606.
- 13) 声明「博物館の危機をのりこえるために」（2007年5月日本学術会議・芸術資料保全体制検討委員会）

分科会活動記録

分科会開催

・第1回 平成18年11月17日

・第2回 平成18年12月12日

中川志郎氏(文部科学省・これから博物館の在り方に関する検討協力者会議主査)を招き、同会議の審議内容についてご説明いただいた。

・第3回 平成19年1月30日

行松泰弘氏(文部科学省生涯学習政策局社会教育課地域学習活動推進室長)を招き、博物館法改正についての経緯と現状についてご説明いただいた。

・第4回 平成19年3月29日

・第5回 平成19年6月6日

・第6回 平成19年10月17日

栗原祐司氏(文部科学省生涯学習政策局社会教育課地域学習活動推進室長)を招き、博物館法改正についての経緯と現状についてご説明いただいた。

基礎生物学委員会・応用生物学委員会・地球惑星科学委員会合同自然史・古生物学分科会对外報告修正点（概要）

自然史・古生物学分科会の对外報告について唐木先生、北島先生からご了解をいただきましたので、二部了承すみとしてこの修正案を幹事会（メール審議）にお諮りする事務手続きをおすすめいただければ幸いです。

以下、幹事会に対する鷲谷からの説明です。

自然史・古生物学分科会の对外報告案を前回の幹事会におけるご意見に応じて修正いたしました。修正が求められた5点について下記のように修正を行いました。添付した对外報告案には修正により加わった部分を赤字で示しております。これらの変更に伴い、サブタイトルなどにも若干の変更を施しました。

さらに、この对外報告の審議を行った分科会の開催状況についての資料を1枚追加しました。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

————— 記 —————

- 1) タイトルを「文化の核となる自然系博物館の確立を目指して」とする
→ご提案のよう変更しました
 - 2) 法改正がどのような理由で行われるのか、また、それに対する分科会のスタンスも明記する。これについては要旨にも記す。
→本文中（3頁中段下 および6頁の下段） および要旨（ii ページの中段）に簡潔に加筆を行いました
 - 3) 本文中に「評価」に関する言及があるが、要望の中にも「評価」に関する項目をたて、その内容を要旨にも記す。
→本文中（8頁末） および要旨（iii ページ（3））に新たな項目「博物館の評価について」を立てて加筆しました
 - 4) 声明「博物館の危機をのりこえるために」との重複はすべて除き（たとえば指定管理者制度の問題点に関する記述など）、「自然系博物館にかかわる問題に絞って検討・要望する」という立場を貫く。
→本文中から多少なりとも重複すると思われる部分を項目ごと取り除きました。
- 2) への対応の修文の中でも自然系博物館の問題に特化した提言であることを強調しました。